

## 教育委員会制度の見直しに関する考え方の整理について

平成 19 年 2 月 23 日

教育・研究WG

主査 福井 秀夫

教育改革については、教育の提供者側からの視点ではなく、教育の受益者である「学習者＝児童生徒・保護者」の視点に立って進めるべきである。このような観点から、2月15日付けで教育委員会制度の抜本の見直しに関する見解を公表したところであるが、改めて当WGとして下記に考え方を整理する。

### 記

1. 地方教育行政法改革の方向については、以下の点に留意すべきである。

(1) 国の関与は、ナショナルミニマムを担保すること、学習者（児童生徒・保護者）の権利利益を守ること、非常時対応の「伝家の宝刀」的な担保措置、に限定することを明確化すべきである。

(2) 国は教育委員会の教育長の任命等に関与すべきではない。

地方分権一括法による改正（平成11年改正）により、教育長の任命承認制度は廃止された経緯がある。以下（1）にもあるとおり、文部科学省は教育委員会のパフォーマンス等について実証的な検証を行ってきていない。人事権に対しての介入を地方分権の流れに反して復活させるべき根拠は何ら示されてきていないと言える。

(1) <規制改革・民間開放推進会議「教育分野に関する文部科学省との公開討論」

（平成18年12月5日）より抜粋>

福井専門委員 この（市区教育委員会の）公表状況についてですが、例えば学校教育法施行規則には、手続や変更要件を定めて公表するとあるわけですが、それがどれぐらいの比率で達成されていたかということは、我々の調査以前には把握されておられましたか。

合田官房審議官 端的に言いますと、把握はしておりません。

(3) 教育委員会は私立学校について関与すべきではない。

教育委員会とは自治体が設置する公立学校の管理を直接行う執行機関であって、公立学校の運営者たる立場に立っている。公立学校と私立学校とが互いに競合関係にあるにもかかわらず、公立学校の運営者たる教育委員会が、いわば競合相手の監督の権限を持つことは利益相反であって妥当性を欠く。現在私立学校の監督は、都道府県知事が行うこととされており、執行機関たる教育委員会が関与しないこととされているの

は、同業者の上に立つような特殊な地位を教育委員会に与えないための適切な仕組みであると評価できる。

2. 上記1.(1)以外の一般的な事項について、教育委員会に対する国の関与を強めたとしても、実効性は乏しい。何故なら、

全国47の都道府県教育委員会、2,524の市町村教育委員会(22,856の公立小学校、10,238の公立中学校)(平成17年度数値)を国が厳正に管理することなど実質的に不可能である。

法令無視や閣議決定の実効性が上がっていない現況(2)は、権限と責任の不一致による無責任体制という構造的な問題に起因している。

また、文部科学省は、都道府県又は市町村に対して現行法の下ですら十分に行使可能な「必要な指導、助言」(3)を適切に行っていない。現行法の適切な運用こそ先決である。また、教育委員会の評価については、まず、学習者サイドを重視した明確な第三者評価等の事後チェックに委ねるべきである。この様な状況で、国の権限をいたずらに強化しても無意味である。

(2) <内閣府実施の教育委員会アンケート(平成19年2月15日)より抜粋>

「就学校変更の要件及び手続きの公表」(学校教育法施行規則第33条)を実施する予定がないと回答した教委は全体の14.8%(107市区)

(学校教育法施行規則第33条)「市町村の教育委員会は、(中略)その指定した小学校又は中学校を変更することができる場合の要件及び手続きに関し必要な事項を定め、これを公表するものとする。」

在学中に相当な理由(いじめへの対応、地理的な理由、部活動等学校独自の活動等)で就学校変更の申立てがあった場合に「拒否する場合が有り得る」と回答した教委は全体の55.9%(403市区)

(規制改革・民間開放推進3か年計画(再改定)[平成18年3月31日閣議決定])「いじめへの対応、通学の利便性などの地理的な理由、部活動等学校独自の活動等、変更の理由として相当と認められるものについて、具体的な場合を予め明確にして公表するよう、国としてもその具体的な場合の例を示しつつ、各市町村教育委員会に求める。」

(3)

地方教育行政法第48条

「文部科学大臣は都道府県又は市町村に対し、都道府県教育委員会は市町村に対し、都道府県又は市町村の教育に関する事務の適正を図るため、必要な指導、助言又は援助を行うことができる。」

地方自治法第245条の5

各大臣は、その担任する事務に関し、都道府県の自治事務の処理が法令の規定に違反して

いると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、当該都道府県に対し、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 各大臣は、その担任する事務に関し、市町村の次の各号に掲げる事務の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、当該各号に定める都道府県の執行機関に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを当該市町村に求めるよう指示をすることができる。

一 市町村長その他の市町村の執行機関(教育委員会及び選挙管理委員会を除く。)の担任する事務(第一号法定受託事務を除く。次号及び第三号において同じ。) 都道府県知事

二 市町村教育委員会の担任する事務 都道府県教育委員会

三 市町村選挙管理委員会の担任する事務 都道府県選挙管理委員会

3 前項の指示を受けた都道府県の執行機関は、当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めなければならない。

4 各大臣は、第二項の規定によるほか、その担任する事務に関し、市町村の事務(第一号法定受託事務を除く。)の処理が法令の規定に違反しているとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害しているとき、緊急を要するときその他特に必要があるときは、自ら当該市町村に対し、当該事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

中教審案(平成19年2月21日)

文部科学大臣・都道府県教育委員会は、地方自治の原則を尊重しつつ、都道府県教育委員会・市町村教育委員会の事務が法令違反や著しく不適正な場合に限り、全国的な教育水準の確保や教育事務の適切な実施のため、是正の勧告や指示ができるようにすること。

3. 抜本的な改革とは、教育委員会の構造的な問題を解決すること。即ち、学習者(=住民)の期待や意見に対して明確な権限と責任に基づいて即応できる体制を整えることが重要。その観点から、首長の下で教育行政を行うこと等について積極的に検討を進めることが必要。現在の教育委員会のように、任命だけ首長が行い、その後の業務執行では、公正中立の名の下に裁量行政的な上意下達システムの中で民意を反映させることができないような仕組みと、首長が民意を反映しつつ直接教育行政を行うことと、どちらが国として必要な教育に対する責任を全うでき、且つ住民の意向を踏まえた適正な教育行政を行いやすいか、という点を実証的な調査を経て徹底的に検討する必要がある。仮に首長が直接教育行政に責任を有する体制であったとすれば、現在見られるような、いじめがあっても転校させない、就学校変更指定の手続きなど法令を無視して今後とも公表する意思はない、などという事態が果たして多発するだろうか。そのような方針を明示する首長は果たして次の選挙で支持され得るだろうか。

なお、今国会の法制化にあたっては、平成18年9月15日構造改革特別区域推進本部決定(4)を踏まえるものであることは当然であること、重ねて申し述べる。

( 4 )

学校施設の整備・管理権限の首長への移譲

【特区で措置】

文化・スポーツに関する事務の権限の首長への移譲

【全国で措置】

教育委員の数の弾力化

【全国で措置】

小中学校教職員の人事権の、中核市などの教育委員会への移譲【平成 18 年度中検討】

社会教育に関する事務の権限の首長への移譲

【平成 18 年度中検討】

以 上